

○内閣府令第一号

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の施行に伴い、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報の提供の請求)</p> <p>第三十条 法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項(当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第一号口に掲げる情報の提供を受けようとする場合にあつては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。)を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 提供を受けようとする情報に係る事業者又は消費者紛争を特定するために必要な事項</p> <p>〔三〇六 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>4 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、消費生活相談に関する情報の提供をするに際しては、当該消費生活相談に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>7 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費者の個人情報保護に留意しなければならない。</p> <p>〔八・九 略〕</p> <p>(国民生活センター等が提供する情報)</p>	<p>(情報の提供の請求)</p> <p>第三十条 法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項(当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第一号口に掲げる情報の提供を受けようとする場合にあつては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。)を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 差止請求に係る相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>〔三〇六 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>4 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、当該消費生活相談に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>7 独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費生活相談に係る消費者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。</p> <p>〔八・九 同上〕</p> <p>(国民生活センター等が提供する情報)</p>

第三十一条 法第四十条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 独立行政法人国民生活センターの消費生活相談に関する情報
次に掲げる情報

イ 全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムをいう。以下この項において同じ。）に蓄積された情報のうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

ロ 消費者の被害の実態を早期に把握するための基準に基づき、全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報

二 独立行政法人国民生活センターの消費者紛争に関する情報
独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百十三号）第三章第二節第二款の規定による和解の仲介の手続又は同節第三款の規定による仲裁の手続が終了した事案における経過及び結果の概要、当事者の主張の要旨その他の当該事案についての情報並びに当事者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先についての情報であつて、これらの手続の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

三 地方公共団体の消費生活相談に関する情報
全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報のうち、当該地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を經由して行われる提供を含む。）された情報（以下本号において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を經由して行われる提供を含む。）された情報のうち、

第三十一条 法第四十条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 独立行政法人国民生活センター 消費生活相談に関する情報
であつて、次に掲げる情報

イ 全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムをいう。以下この項において同じ。）に蓄積された情報のうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

ロ 消費者の被害の実態を早期に把握するための基準に基づき、全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報
〔号を加える。〕

二 地方公共団体 消費生活相談に関する情報
で全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を經由して行われる提供を含む。）された情報（以下本号において「当該地方公共団体に係る情報」といい、他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を經由して行われる提供を含む。）された情報のうち、

<p>2 「略」</p> <p>当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>2 「同上」</p> <p>当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第四十条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）</p>	

附 則

この府令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一月五日）から施行する。